

坂戸市工事請負業者等指名委員会規程

制定 昭和47年 5月18日 (訓令第 2号)

改正 昭和52年 3月31日 (訓令第 9号)

平成元年 1月20日 (訓令第 1号)

平成元年 8月28日 (訓令第 3号)

平成10年 3月27日 (訓令第 3号)

平成16年 2月 5日 (訓令第 2号)

平成19年 3月28日 (訓令第 6号)

平成27年 3月25日 (訓令第 5号)

令和 3年 3月29日 (訓令第 3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、市が発注する工事の請負、物品の購入等の指名業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 指名業者を公正じん速に選定し円滑な事務の運営を図るため、坂戸市工事請負業者等指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、対象金額が坂戸市契約規則（昭和47年坂戸町規則第19号）第13条各号に掲げる契約の種類に応じて定める金額を超える契約に係る業者の指名に関する事項を審議し、市長に意見を述べるものとする。

2 前項に規定する審議事項のうち、対象金額が500万円未満のものは、総合政策部長に委任することができる。この場合、総合政策部長は結果を指名委員会に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、副市長とし、委員は、市職員の中から市長が命ずる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、毎月第1火曜日に招集する。ただし、その日が休日であるときは翌日とする。

4 委員長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらずいつでも委員会を招集することができる。

(委員長の職務等)

第6条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(説明)

第7条 委員長は、必要に応じ事案説明のため関係課の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年訓令第3号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成元年訓令第1号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第2号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。